

いつもお世話になります。首相交代でにわかに脚光を浴びた「どじょう」。「柳の下にいつも泥鰌（どじょう）はいない」といえば、偶然の幸運など何度も起きるものではないという例えです。一度うまくいったからといって、同じやり方でまた成功するとは限りません。「チャレンジ、そしてまたチャレンジ！」の連続ですね。

今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード：赤字国債発行法案】

国債とは国の歳入不足を補うもので「建設国債」と「赤字国債」の2種類がある。建設国債は道路や橋、港湾など社会インフラ整備のために不足な資金調達を目的に発行し、赤字国債は建設国債を発行しても歳入不足が見込まれる場合に用途を決めることなく発行できる。これを発行するための1年限りの法案のことを赤字国債発行法案（正式には「公債の発行の特例等に関する法律案」といい、一般法案として成立させる必要がある。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【決算が近づいてもできる節税対策とは?】

決算が近づいてもできる節税対策のひとつに、「短期前払費用の特例」という制度があります。通常では、費用の支払いをしてもサービスの提供を受けていない来期分の「前払費用」については、当期の経費に算入することができません。

しかし、一定の条件を満たせば当期の経費とすることができます。その条件とは、

「契約によって継続的にサービス提供を受けるために支出したものであること」

「期間が1年以内であること」「支払っ

た金額を継続してその事業年度の経費にしていること」になります。具体的に適用できるものについては、地代家賃、システム装置などのリース料、保険料、借入利息、会費などが挙げられます。例えば、月額10万円の事務所家賃について短期前払費用の特例を利用する場合には、決算月などに1年間分の事務所家賃を前払いする契約に変更し、1年分の家賃120万円を支払えば経費として算入することができます。なお、借入金を預金や有価証券などに運用する場合のその借入金の「支払利息」のように、収益と対応させる必要があるものについては、たとえ1年以内の短期前払費用であっても支払い時点で経費に算入することは認められません。また、期間限定の雑誌広告代など「継続的なサービス提供を受けるものでない」場合も、特例が適用されないことがありますので注意が必要です。



今を生きる 先人の言葉

しまへんて
やらなわから
やそみなはれ

サントリー創業者であり、国産ウイスキーの父である鳥井信治郎の言葉。最初は誰でも初心者で腰が引けているが、最も危険なのは怖がって何もしないことである。

トレンドを斬る!

新幹線や飛行機より格安で、かつてより若者中心に人気のある長距離高速バス。窮屈なイメージが強かった夜行バスが進化を

遂げて利用者が急増しています。席数を減らして乗客一人当たりのスペースを広げるとフラットシートやビデオを完備した個室タイプの高級車両が登場し、電源や無線LANに対応した車両はビジネスマンにも大好評です。女性専用車両の運行で女性客の利用も増えています。「安さ」以外の「付加価値」が新たな需要を呼び起こしているようですね。



365日が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【「美味しい鍋」は社長のさじ加減ひとつ】

鍋の美味しい季節になりました。鍋と聞いて俄然張り切るのが「鍋奉行」です。食材、ダシの取り方、具を入れる順番や味付け、火加減、食べるタイミングまで世話を焼き、すべてにひと言モノ申さないと気がすまない性質（タチ）の人を誰が「鍋奉行」と名付けたのか知りませんが、言い得て妙なネーミングです。

「確かにいるな〜。そういう人!」と笑っているあなた、鍋のない所で鍋奉行になっていませんか。

口では「任せたぞ」と言いながら、結局は1から10まで指示してしまう。社員の仕事に口を出しすぎる社長は、潜在的な鍋奉行かもしれません。経験が浅いから心配で任せてはおけない。何かあったら困るからいちいち目を光らせる。それはその通りだとして、考えてみたいのは「口の出し方」です。

人間の脳は不思議なもので、手をかけすぎるとスキルはアップしても意欲は低下するようにできているようです。社員を事細かくチェックして世話を焼けば「美味しい鍋」になると思いきや、仕事の場合そうはいかないのです。まずは任せてみる。その一方で仕事を進めながらやり方を教えていくというさじ加減。仕切りたがりの鍋奉行にはストレスかもしれませんが、人を育てるとはそういうことでしょう。



この夏、あるお祭りで、みこしの音頭をとる人を見て外国人が「ナベブギョウ!」と叫びました。その外国人は、「先頭に立ってみんなを仕切っている人=鍋奉行」だと思ったのでしょうか。鍋奉行も世界的になったものです。

みこしの音頭をとるのは社長ですが、鍋奉行になってはいけません。フランスの詩人アラゴンはこう言っています。「教えるとは希望を語ること。学ぶとは誠実を胸に刻むこと」。社員の仕事に口を出す回数を減らし、その分、熱く希望を語ってみませんか。社員に明日をイメージさせるのは社長の大事な仕事です。

希望のもとに明日をイメージできる社員が増えれば、いずれ「美味しい鍋」ができることでしょう。

MC S 税理法人立川事務所

〒190-0023

立川市柴崎町 3-11-4 千代田生命立川ビル 4 階

電話: 042-595-7671 F A X: 042-528-6949

<http://www.mcs-office.jp>

mail: info@mcs-office.jp



MC S 税理士法人立川事務所所長の税理士舛田です。様々なご相談に親身になってお答えいたしますのでお気軽にお問い合わせください。お問い合わせは無料です。